

■議案第28号 四万十町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

【要旨】

平成25年6月14日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準（包括的支援事業を実施するために必要なものとして条例で定める基準）及び地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、市町村の条例で定めることとされたことから新たに条例を制定するものです。

【施行期日】

平成27年3月31日